

# 知的財産国家戦略フォーラム

(第2次提言 2002.1.10)

「2010年には世界一の知財立国になろう！」

(4つの視点・7つの戦略・100の提案)

フォーラムの概要	2ページ
今なぜ知的財産戦略か	5ページ
10年計画	6ページ
4つの視点	7ページ
知的創造サイクルを大きく回す	8ページ
7つの戦略	9ページ
1 大学戦略 知財の源流となる大学改革を	11ページ
2 教育戦略 知財を生み出す人材教育を	21ページ
3 企業戦略 知財を企業収益の柱に	25ページ
4 行政戦略 知財を支援する行政に	32ページ
5 外交戦略 日本の知財権益を守る	41ページ
6 立法戦略 21世紀型知財法体系を作る	46ページ
7 司法戦略 知財訴訟の空洞化に歯止めを	53ページ
知財国家への年度工程表	58ページ

## 【フォーラムの概要】

### 1. フォーラム設立の経緯

任意団体、知的財産国家戦略フォーラム（代表 荒井寿光・知財評論家）は発起人会合を経て、2001年8月30日、11人のメンバーと6人のオブザーバーで発足した。当フォーラム参加者は企業経営、立法、行政、司法、学会、マスコミなどの各分野で長年、知的財産問題について関心を持ち、近年、低迷する日本経済の復興に向け、知財に関する国家戦略の必要性を痛感していた者ばかりである。

当フォーラム旗揚げの直接の契機は、2001年5月、米政府がバイオ関連技術を巡るスパイ容疑で日本人研究者2人を起訴した事件である。うち1人が、日本政府が出資する理化学研究所の職員であったことから、米政府は米経済スパイ法の外国政府支援活動条項の違反容疑で初めて訴追に踏み切った。この事件では技術試料の持ち出しに対する米国の厳しい管理姿勢と、我が国の公的研究機関における管理のあまさも浮かび上がった。

また、2001年8月、青色発光ダイオードなどの世界的発明をした中村修二教授が、元の勤務先の会社を相手取って20億円の損害賠償請求の訴えをしたが、彼の発明に対する報償が2万円にすぎなかったことが明らかになった。これをきっかけに企業の研究者に対する発明意欲向上のための制度について議論が沸き起こった。

折しも、日本政府は技術政策や教育、司法制度の構造的な見直しなどに本格的に取り組み始めたところであった。「こうした改革議論とあわせて、知的財産の総合戦略を推進しなければ日本経済再生は困難である」との危機感から、当フォーラムの議論はスタートした。

2001年10月5日、中間とりまとめとして第1次提言を公表した。その後、関係省庁や立法、司法関係者など外部有識者から、数多くの意見をいただいた。9回の研究会と1000通を超える電子メールによる意見交換を経て、2002年1月、第2次提言を公表することにした。

知的財産に関する国家戦略としては、当フォーラムが今回まとめた提言が最も多角的な視点から総合的に検討したものであり、立法、司法、行政、教育等の各分野で、一刻も早く、提言内容の実現に向けた取り組みがなされることを切に期待する。

今後、当フォーラムは各界の取り組み状況を逐次、分析・検討していく予定である。

## 2. 検討会議の状況

発起人会合：2001年8月2日

荒井寿光、馬場錬成ほか

- 第1回： 2001年8月30日（於：日本プレスセンタービル）  
報告：1）荒井寿光（フォーラムの運営・進め方について）  
2）山本貴史（大学戦略、TLOについて）
- 第2回： 2001年9月13日（以下、於：日本技術貿易）  
報告：1）隅蔵康一（大学と知的財産権）  
2）安念潤司（技術移転政策について）
- 第3回： 2001年10月4日  
報告：1）下坂スミ子（行政改革について）  
議題：2）第1次提言の取りまとめ
- 第4回： 2001年10月16日  
報告：1）末吉 亙（弁護士の立場からの提言）
- 第5回： 2001年11月1日  
報告：1）渡部俊也（大学戦略）  
2）原 豊（企業戦略）
- 第6回： 2001年11月21日  
講演：1）中村修二 氏（ゲスト＝カリフォルニア大）  
2）ニルス・ライマース 氏（ゲスト＝スタンフォード大）
- 第7回： 2001年12月6日  
講演：1）松村謙三 氏（ゲスト＝プリヴェ・チューリッヒ証券）  
報告：1）久保利英明（司法と知財戦略）
- 第8回： 2001年12月20日  
議題： 第2次提言の第1回取りまとめ
- 第9回： 2002年1月9日  
議題： 第2次提言の第2回取りまとめ

## 3. メンバー <敬称略、50音順> 11名

- 荒井 寿光 (知財評論家)[代表]
- 安念 潤司 (成蹊大学法学部教授)
- 久保利 英明 (弁護士)
- 下坂 スミ子 (弁理士)
- 末吉 亙 (弁護士)
- 隅蔵 康一 (政策研究大学院大学助教授)
- 成毛 真 (株式会社インスパイア社長)
- 馬場 錬成 (科学ジャーナリスト)[副代表]
- 原 豊 (株式会社リクルート・ディビジョンエグゼクティブ)
- 山本 貴史 (株式会社先端科学技術インキュベーションセンター社長)
- 渡部 俊也 (東京大学先端科学技術研究センター教授)

## 【今なぜ知的財産戦略か】

### 1. 日本経済の危機

成長率が停滞し、失業率が高くなっている。貿易黒字も減少し、数年後には赤字に転落すると予想される。

この原因の一つは、製造業の国際競争力の低下である。賃金がアジア各国に比較して高く、企業は海外投資によって生き延びる戦略をとらざるをえず、国内産業の空洞化をもたらしている。

もう一つの原因は、サービス産業の低迷である。金融機関の不良債権が大きな問題であるが、アメリカのサービス業が技術や事業モデルを磨き、ビジネスモデル特許を多数取得したのに対し、日本のサービス業は出遅れた。

### 2. もの作りから知恵作りへ

製造業の国際競争力を高める基盤は、高度で独創的な製造技術と、斬新な企画力であり、それを支える知的財産権の確立である。この経済危機を脱するためには、知財立国を目指さなければならない。

第二次科学技術基本計画は、科学技術の振興のために5年間で24兆円を投入しようとしているが、この成果を特許として保護し、活用しなければ宝の持ち腐れとなり、意味がない。

大学は基本技術の源泉であるにもかかわらず、これまでは特許を軽視していた。現在、大学改革が検討されているが、特許を重視する体制を作ることが必要である。

司法改革を進めるために内閣府に改革本部が発足した。日本では特許は「侵害のし得状態」であったが、特許の侵害を許さない司法判断を確立し、知恵作りの経済社会を作らなければならない。

### 3. 特許も構造改革が必要

日本は特許の出願数こそ年間約40万件超と世界一であるが、審査に合格し特許として成立する件数はアメリカより少なく、しかも現存する約100万件のうち、3分の1は休眠特許となって使われていない。

日本企業は基本特許に弱い。戦後、我が国は欧米から基本特許を輸入し、国内でそれを活用して品質のいいものを安く大量に市場へ供給することにより、高度経済成長を実現した。しかし、欧米はもはや簡単に基本特許を日本に輸出しなくなっている。

大学は特許への関心が薄い。2000年における大学からの特許出願は約

580件と全特許出願のわずか0.25%である。基本特許は、大学で多く生まれることが多い。しかし、日本の大学では特許を軽視してきたため、基本特許が少ない。

特許の輸出競争力がない。米国は物の貿易の赤字を特許などサービスの貿易の黒字で埋めている。しかし、日本の技術貿易収支は依然、赤字であり、このまま行けば、物も技術も赤字になりかねない。

#### 4. これからは日本もプロ・パテント（知財重視）の時代

アメリカは1980年代、レーガン政権期に規制緩和とプロ・パテント政策を強力に推進。産学連携のパイプを一層太くし、ベンチャーへの投資環境も整備、数多くの新興企業が誕生した。老舗の大手企業も事業分野の「選択と集中」を進めて経営効率を高め、90年代には経済を建て直した。アメリカのベンチャーから大手企業まで、国際競争力を強くしているのが、特許行政から迅速な裁判を含めた幅広いプロ・パテント政策である。

日本では、特許や著作権は経済的、社会的に重要であるにもかかわらず、行政も企業も大学も、それぞれ個別分野での行政実務や法律などの専門家に議論をまかせ、国としての総合的な戦略がなかった。

### 【10年計画】

このため2010年までに、経済的付加価値の高い無形資産を最も多く持つ「世界の知財立国」になることを国家目標とし、大学・教育・企業・行政・外交・立法・司法の7分野において、国家戦略を策定し、総合的に実現することを提言する。実施に当たっては、それぞれの戦略について、具体的な実施計画を明確にしたうえで速やかに実現に努めることが必要である。

このため、3期に分けた実施計画を提言する。

#### 第1期 着手期（2002 - 2004）

知的財産国家戦略委員会を作り、総合戦略のもと、法令の改正を行う。

#### 第2期 改革期（2005 - 2008）

知財裁判所や知財ロースクールがスタートし、各方面で改革を実行する。

#### 第3期 結実期（2009 - 2010）

知的財産立国が実現し、経済的にも学術的にも世界のトップになる。

## 【4つの視点】

この目標に向け、当フォーラムは国家戦略立案の前提として、4つの基本的な視点が必要だと考える。

### 第1 個人 個人の創造活動に十分な報い

知的財産の源泉は個人の創造活動であり、創意工夫を目指しパイオニアとなった個人が十分に報われる環境を整備する。

### 第2 企業 知的財産を柱とする経営

我が国社会に富をもたらす企業や大学等の研究機関がのびのびと知的財産の創造活動ができるよう不必要な規制を撤廃し、かつ知的財産を十分に保護・活用する。

### 第3 日本 知的創造活動を支援する国全体の体制

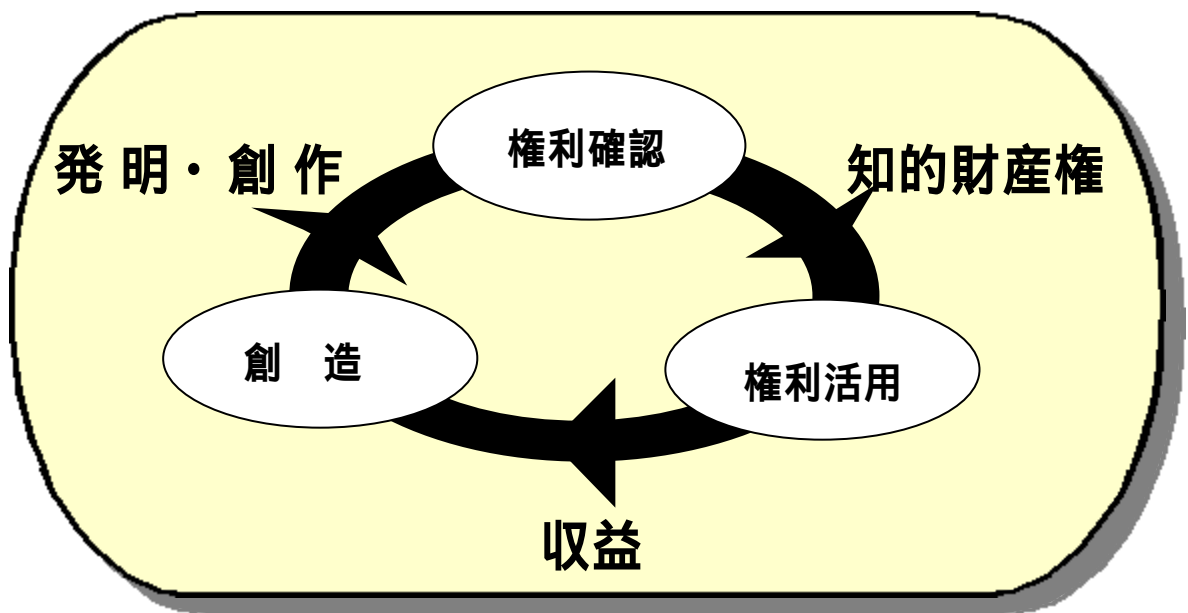
21世紀の日本の命運は知的創造活動によるところが大きい。このため国全体で知的財産に関する戦略を進める。政府は制度改革と歩調を合わせ、知的財産創造が日本経済のエンジンであるとの認識を国民が広く共有するよう、教育や啓発活動に努める。

### 第4 世界 国際性のある制度と運用

インターネットの普及や製品のグローバルな流通の実態を考えると、我が国の知的財産を十分に保護するには、国際的な協力体制と条約整備が必要である。また、諸外国をリードして世界共通の特許制度の構築を目指す。

## 【知的創造サイクルを大きく回す】

この基本的な視点から、特許、著作権を含めた全ての知的財産を強くするためには、「創造」、「権利確認」、「権利活用」の三つの機能を強化しなければならない。そしてこの三つの機能がつながる「知的創造サイクル」を、速く、大きく回すことが、日本経済再生の起爆剤となる。そのための国家戦略の早期立案が必要である。



## 【7つの戦略】

「知的創造サイクル」の環の拡充に向け、立法、司法、行政、大学などは抜本のかつ速やかに現行制度を見直し、知的財産を経営の柱とする企業文化を醸成し、経済の新陳代謝を促す優れたベンチャー企業が数多く生まれる経済環境を早期に整備する必要がある。知的財産を日本経済再生の起爆剤とするため、次の7分野にわたり総合的な戦略を提言する。

### 1 大学戦略 知財の源流となる大学改革を

日本の大学は、20世紀の「象牙の塔」の時代と異なり、世界最先端の基礎研究に基づいた世界レベルの知的財産を数多く生み出し、これらの知的財産を実用化することにより、経済と社会の発展に貢献する。大学が基本発明を生むことで、活力あるベンチャー・ビジネスの源泉となり、先端的なテクノロジーに基づいた競争力の高い新産業を生み出す源となるべく、大学改革を行う。

### 2 教育戦略 知財を生み出す人材教育を

知的財産を生み出すのは人である。創造的で、向上心に燃える人材の育成が必要である。学生、社会人を含め、知財を支える人材を広く育てる。自らが生み出す知的財産の重要性を教育者が尊重し、創造力にあふれた個性を育み、技術移転や起業を進める教育を行う。

### 3 企業戦略 知財を企業収益の柱に

企業にとって、コスト削減が困難になるなかで、知的財産が競争力の鍵となっている。外国企業に負けない強力な知的財産を持っているかどうか、企業の命運を決める。ベンチャー・ビジネスや中小企業にとっては、大企業以上に知的財産が企業戦略・市場競争力のカギとなる。知的財産の価値を適正に評価する手法を確立し、経営戦略の柱として知財が企業収益の大きな部分を占めるようにする。また、こうした企業経営を側面支援する知的財産関連ビジネスが、自由競争の下で、質の高い専門サービスを提供していく。

### 4 行政戦略 知財を支援する行政に

知財行政は、発明や芸術の振興、経済や社会・文明の発展に貢献することが本来の目的である。ユーザーにやさしく、スピードの速い、世界各国のモデルになるような行政に向け、制度の見直しを行い、運用を改善する。

## 5 外交戦略 日本の知財権益を守る

知的財産は、我が国の貴重な資源である。知的財産は模倣されやすいので、知財保護に消極的な国・地域に対しては、通商政策の手段をフルに活用し、日本の生命線である知的財産を守る。日本の国益が反映でき、我が国の知的財産政策や知的財産を尊重する教育、社会の制度が世界のモデルになりうるよう努めるとともに、そのために必要な国際協力を進める。途上国にも魅力的な世界特許制度の準備をリードすることは、その中でも優先課題である。

## 6 立法戦略 21世紀型知財法体系を作る

情報革命の進展、企業戦略の変化、国際競争の激化により、ソフトやバイオなどの保護や、ユーザーとの利害調整、企業間紛争の解決の要請が高まっているが、明治時代に基礎が作られた現在の法体系では、対応できない。国家戦略がなければ、数多くの法律は連関性なく断片的・経時的に立法・改正されることになり、効果的で整合性のとれた体系が確立され難い。21世紀の新しい時代の要請に応じた知財法体系を早急に整備する。

## 7 司法戦略 知財訴訟の空洞化に歯止めを

知財訴訟が空洞化している。発明者や創作者にとって使い易く、当事者から信頼される司法制度を構築する。また日本の裁判所が世界の司法判断をリードすることは日本の国益にもかなう。

## 【戦略プログラム】

### 1 大学戦略 知財の源流となる大学改革を

日本の大学は、20世紀の「象牙の塔」の時代と異なり、世界最先端の基礎研究に基づいた世界レベルの知的財産を数多く生み出し、これらの知的財産を実用化することにより、経済と社会の発展に貢献する。大学が基本発明を生むことで、活力あるベンチャー・ビジネスの源泉となり、先端的なテクノロジーに基づいた競争力の高い新産業を生み出す源となるべく、大学改革を行う。

#### [問題点]

- 1) 大学は本来、企業の研究開発では生まれにくい創造的な発明という知的財産を生み出すものである。しかし日本の大学、特に国立大学は、多額の公費がつき込まれているにもかかわらず、この要請にできていない。
- 2) 大学は最も特許に無関心である。特許は教授の業績として評価されず、特許を出す予算もなく、学内の発明委員会の手続きも複雑である。
- 3) 大学が競争にさらされておらず、一般社会とは乖離しがちな閉鎖的な基準で教官の業績評価がなされる仕組みがこの背景の一因であると考えられる。
- 4) 知的財産というものが法学部の世界としてしか認識されていなかった。
- 5) 米国の大学は日本の大学の約10倍の特許を取得している。米国では、大学で生まれた発明は、企業へのライセンスや発明者による起業により、実社会で利用され産業を生み出している。
- 6) 日本の全研究者約70万人のうちの約3分の1強が大学に在籍している。日本が技術立国として再生するためには、これまで埋もれてきた大学の知的財産を最大限活用するシステムを早急に確立する必要がある。
- 7) 日本の大学が知的財産を重視する世界の潮流に乗り切れていないため、他国の大学との間で研究材料・知識の利用・帰属などについて知的財産関連のトラブルが発生しやすく、共同研究の障害となっている。日本の優秀な研究者の頭脳流出が起きる一方、海外の優秀な研究者の来訪を阻害している。これらが日本の大学の地盤沈下につながっている。

#### [提 案]

##### 1. 知的財産を生み出す研究環境を整備する

大学研究者が先端的・世界レベルの研究をするのに十分な研究環境を提供し、我が国社会に富をもたらす知的財産の創造活動を支援する。研究者の自主性を

重んじ、例えば、自由な雰囲気の中で創造性を保証した研究環境を提供し、優秀な研究者を日本に引き寄せ、優れた研究成果が生まれる素地を作る。

具体的には、

- 1) 大学における研究予算の明確化と充実
- 2) 教育負担を軽減して、研究環境の向上
- 3) 若手研究者の裁量で研究を進められるような研究予算を充実
- 4) 産学連携活動などを行いやすくするため研究者の休職制度の充実と兼業規制の緩和
- 5) 研究設備の自由な使用の保証
- 6) 研究試料等の無償提供
- 7) Due Diligence (知的財産権の経済的価値を最大限にし、起こり得るリスクを最小限にする手法) の採用
- 8) 研究補助職の正規採用を行い、研究サポート機能の充実
- 9) 経理書類作成等の雑用を排除するため、研究者を支援する秘書の採用などの手当

など研究者にとって魅力的な制度を積極的に導入する。プロのスポーツ選手と同じで、のびのびとした質の高い研究環境に加え、年俸数億円を貰う研究者が出るようでないとい日本の研究環境は国際競争力を持ってない。

## 2. 大学が創造的な研究資金を獲得しやすい制度にする

大学で生まれた知的財産を利用して商業化に弾みをつけることが、欧米の傾向である。我が国においても民間の市場ダイナミクスを利用する方針をさらに進めるべきである。大学研究者に十分な研究環境を提供し、我が国社会に富をもたらす知的財産の創造活動を支援するため、産学連携を推進して、需給関係に基づいた研究成果の移転によって研究資金が還元できるようにする。

あわせて、旧来から行われている企業から大学への寄付に関しても、法人税を優遇するなど、欧米並に、大学が民間から研究資金を調達しやすい環境をつくる。

## 3. 特許を大学教官人事の評価基準とする

大学教官人事の評価基準に特許の取得を尺度の一つとして導入する。米国では大学教授の昇給査定時には「特許」を重要な評価項目に置いており、「学術論

文、「学生からの評価」に並ぶ評価指標である。欧米の理工系教授が多数の特許を取得していることは珍しくない。ノーベル賞の選考においても、特許は評価の指標の一つになっているようである。2000年にノーベル賞を受賞した白川英樹名誉教授は23件、2001年に受賞した野依良治名誉教授は106件の特許を取得している。

#### 4. 学会でも特許公報を論文発表と同等に扱う

論文よりも特許出願へと流れを変えるためには、特許公報での発表を論文発表と同等に取り扱う学会を、多数作ることが必要である。欧米では学会が与える学術賞の審査では、論文と同等以上に特許の業績が重視される。我が国の学会でも特許業績を重視した評価を行う。

#### 5. 研究費だけでなく知財費用も予算手当とする

大学研究者にとって重要な業績となる特許権取得に要する費用を大学が容易に調達できるよう、研究開発関連経費の使用範囲を大幅に見直し、外国出願や弁理士の報酬も十分に支払えるような予算措置をする。研究に必要なリサーチツールが特許化されている場合、その使用許諾を受けることが必要な場合もある。さらには米国の大学がそうであるように、世界的な知財戦略競争の中で訴訟などに巻き込まれる場合も想定される。このような知財費用を大学において柔軟に予算化できるようにする。

#### 6. 非公務員型の大学法人化を進める

国立大学は早ければ数年後に法人化されることが予想される。産学連携を推進し、技術移転活動や大学発ベンチャーが多く生み出されることに伴い、産業界から大学へ、そして大学から研究者に分配される資金の流れを考えると、そこには様々な問題が発生する。産学連携を進め知財振興を行うためには法人化後の大学は非公務員型とし、教官がTLOから直接に資金配分を受けることができるようにする。

そもそも国家公務員倫理法は産学連携と相容れないケースが多い。例えば、ベンチャー企業と発明者が利害関係人かどうか不透明であり、国立大学の研究者はベンチャー企業の株を持つことが困難である。またコンサルタント料が大

学からの月給を超えてはいけないという慣例、兼業規制の承認届けの煩雑さ、などもある。したがってこの意味でも、大学を非公務員型の法人組織として、大学教官や研究者に自由な活動させる。

## 7. 大学とTLOの関係を機能的にする

法人化後の国立大学は、契約によりTLO（Technology Licensing Organization：技術移転機関）に業務委託を行う。この業務委託の内容について、できるだけ早く決める。

## 8. TLOに関する税制を抜本的に改正する

現在、TLOが技術移転を行うためには、特許権を発明者から譲り受けているため、特許出願料、弁理士報酬などの特許費用を特許権として資産計上し、8年間で償却しなければならない。このため見かけ上の利益と税負担が発生し、TLOの健全な発展を阻害している。

知的創造サイクルを円滑に回すために、以下の抜本的な制度改善をする。

- 1) TLO活動の特許譲渡は信託に近いことを考慮し、税法上、信託とみなす。  
現在の信託業法では、信託を業とできる者は「信託銀行」に限られているが、これをTLOにも広げる。これによって、特許又は特許を受ける権利を発明者からTLOへ譲渡する際の時価の議論や、特許権の償却年数の問題を解消する。
- 2) 大学へのライセンス料の支払いを税法上の寄付金としない。ライセンス料を寄付金とすると、税法上、支出期の損金になり、法人税法22条（費用収益対応の原則）と矛盾するので改正する。
- 3) 大学が発明者に支給する分配金は雑所得とする。
- 4) 源泉徴収の廃止または一律10%課税とする。
- 5) 発明者の大学に対する寄付の控除対象とする。
- 6) 認定TLO（大学等技術移転促進法に基づく実施計画を遂行する機関として政府から認定されたTLO：産業基盤整備基金による補助金や債務保証を受けられる）に対する寄付金は全額非課税とする。

## 9. TLOも民間活力を活用する

TLOによるライセンス契約が徐々に始まり、産学連携は進展しつつある。今後はTLOの定着が課題である。その場合、マーケットメカニズムの中から自生的に成功事例が生まれることが最も重要であり、政府がモデルを作って誘導するといった方策は適当ではない。したがって、今後国立大学の法人移行に伴って、TLOの位置付けや形態は、各大学の創意工夫に委ねる。TLOを一律に大学の内部組織にするように指導することは、ようやく芽生え始めた技術移転ビジネスの活力を殺ぐ結果となり、適切ではない。

## 10. 公的機関による技術移転事業を見直す

特殊法人、地方自治体などの公的機関による技術移転事業は、市場に精通した民間企業が育つまでの経過的措置であるから、民間企業が成長しつつある現時点では廃止の方向で見直しをする。

## 11. 大学発の技術をベンチャー・ビジネスにつなげるように規制を緩和する

政府は早急にTLOを含む産学連携態勢を定着、発展させるうえで阻害要因となるような各種の規制を撤廃・緩和する。特に、出資金を払い込む代わりに特許などの知的財産権を移転させるという、ベンチャー・ビジネスにとって不可欠の手法を容易に利用できるようにする。このため商法の諸規定、とりわけ、現物出資・財産引受（173条、173条の2）、事後設立（246条）新株の発行（とりわけ、280条の2第2項、280条の5の2）に関する規制を大幅に緩和する。大学等からの企業への技術移転実績を日米比較すると1999年時点で、米国が約3300件であるのに対し、日本は20件弱にとどまっている。産学連携強化に向け規制緩和が急務である。

## 12. 学内発表しても特許の新規性が失われないようにする

現行の制度では、研究者本人が学内論文（卒業論文、修士論文、博士論文も含む）などの発表で公知になると、研究者本人が特許出願しても「新しくない」として拒絶される制度となっている。米国では、研究者本人による発表ではこ

うしたことにはならない。日本でも、発明者自身の発表で不利益を被ることがないようにする。

この点特許法に関し、2001年12月より大学は新規性喪失の例外が認められる機関（特許法30条機関）に指定され、グレース・ピリオド（発明公表後の出願猶予制度）の対象が拡大された。この30条適用を主張する際に留意すべき事項を大学関係者に周知する。

あわせて、論文段階でのより簡便な出願が可能となる日本版「仮出願」制度の検討など、WIPO（世界知的所有権機関）の議論との整合した検討を行う。

### 1.3. 特許権は先ずは大学ではなく、発明者が保有する

研究資金の提供元にかかわらず、全ての特許権は、先ずは発明者である大学研究者に保有させ、発明者の判断で、TLO、大学、企業などと実施権のライセンス契約をしたり、特許権の譲渡を行うことを基本とする。こうした発明者を尊重する考え方を定着させることこそ、大学の研究者の発明意欲を高めることにつながる。

現在、大学研究者の特許が、研究者個人に帰属するのか、大学やTLOなどに契約して帰属するか、企業に帰属するのかに関する明確なルールが確立されていない。国立大学については、1977年の文部省通達で、国から特別の研究経費を受けて行った研究及び国の特殊な研究設備を使用して行った研究の場合は、国に帰属、その他の場合は、発明者（教員個人）に帰属することになっている。そして、これらの判断は原則としては、各大学の発明委員会に諮られて決まることになっているが、実態は、発明委員会もきちんと開かれぬまま、多くの発明は研究者に帰属するものと判断され、それが企業に譲られ、企業が費用を支出する代わりに、企業が出願人に加わり特許を保有している。

また、私立大学については、通常の企業と同じ、職務発明の考え方が適用されることもあるが、実態は、個人に帰属すると判断され、しばしば企業が出願人となり、特許をもつことが多い。

さらに、特許費用の負担者が、国か、大学か、研究者個人かも曖昧である。

このような曖昧さが、大学研究者に研究成果を特許化することへのインセンティブを低下させる原因になっている。

## 14. 研究者が大学に権利を譲渡・ライセンスする

全ての特許権を個人帰属とした場合、研究者が大学に権利を譲渡したり、ライセンスする際のルールを確立することが必要となる。特許を大学に権利を譲渡する契約では、特許出願料及び技術移転にかかる費用は大学が負担することとし、譲渡規定、対価なども定める。この場合、特許権が研究者個人に帰属するからといって特許費用も研究者個人が負担するものに限ることはなく、大学や国が費用を支払うことも可能になる。

こうすれば、研究者は大学により異なるルールを吟味して、自分の働きたい大学を選択するようになる。

## 15. 学部生、大学院生、ポスドクによる発明の取扱ルールを確立する

これまで学部生、大学院生、ポスドクは、特許の出願書類に発明者として記載されない場合があった。これは権利関係を複雑にしないための措置であったと推測される。しかし今後は、指導する立場の教授、助教授、講師らは、真の発明者が誰であることを明確に確認し、特許出願書類は公正に記載する。虚偽の出願に対しては制裁規定を設ける。

また、大学入学時、研究室入室時に、発明の取扱いについて学生等に説明し、確認する。これは、知財教育の観点からも必要である。

## 16. マテリアル・トランスファー契約(研究材料提供契約)を明確にする

大学が所有する設備(実験装置、測定装置など)を使って生まれる有形財産(研究開発の結果生まれた遺伝子組換えマウスやDNA、試作品、リサーチツール、材料など)に対する所有権を知的財産権の一つとして位置付け、帰属ルールを明確にする。

マテリアル・トランスファー契約(研究材料提供契約)の雛型は、以下の通りである。

- 1) 研究材料等の有形財産(以下「物」という)は、外部機関からの委託研究等の特段の事情がある場合を除き、その創作者の所有物とする。
- 2) 研究材料等の有形財産(以下「物」という)は、外部機関からの委託研究等の特段の事情がある場合を除き、その創作者の所有物とする。
- 3) これら「物」の完成と同時に、外部機関との委託研究等である場合を除き、

使用者である大学等は契約・勤務規則等により、その「物」の所有権の譲渡を受けることができる。但し、当該大学等（共同研究を行っている他機関等も含む）における創作者のその「物」の使用行為には特段の制限が及ばない。

- 4) 大学等は、特段の事情がない限り、営利を目的として、「物」の譲渡・供与等を行うことができる。但し、試験研究目的の譲渡等の求めがあった場合には、特段の事情がない限り、その「物」に係る特許権等の有無に関わらず、営利を目的としないで、貸渡し・供与等を行わなければならない。この場合において、大学等は「物」を使用した研究成果等を発表、展示する場合に、その「物」の出所を明示するように求めることができる。
- 5) 前記の大学の譲渡行為等については、創作者の要望、例えば、譲渡の時期・分量・価格等に関する意見を尊重する。
- 6) 「物」の譲渡等により大学等が利益を得た場合には、創作者は相当の対価を得ることができる。
- 7) 「物」の保存・保管・培養・飼育等の通常の管理は、創作者が行うものとする。
- 8) 研究者は、他の機関から「物」の譲受・供与等を受けた場合には、「物」を特定した書面及び「物」の移転に関する契約書等を遅滞なく、大学等に提出しなければならない。

### 17. 著作権、ノウハウなどに関する研究成果活用施策を強化する

大学の研究の課程においては、特許のみならず、著作権やノウハウも同時に生み出されている。コンピュータ・ソフトウェアなどの「産業著作権」に類するものや、遺伝子分離方法のマニュアルや物質の分析方法プログラムなど、企業からのニーズが高い研究成果も多く創出している。したがって、これらの研究成果を著作権、ノウハウなどの知的財産の観点から総合的に保護、活用するような施策をとる。

### 18. 産学連携にかかわる契約や利益相反に関するルールを明確にする

大学の法人化後、産学連携による研究推進における秘密保持契約や、これにともなう知的財産権の権利帰属の問題、共同研究で生み出される出願特許の権利帰属の問題など、法人化した大学内で生まれる知的財産権の帰属に関わるル

ールを明確化する。

また知的財産を生み出す研究者や、権利帰属の判断に関わるものの利益相反、責務相反などの問題に対してもルール化を整備する。

## 19. 知財学を推進する

情報技術と事業モデルを組み合わせたビジネスモデル特許が認められるようになるなど、特許は学際的な色彩を一層強めつつある。それにより、経済学的分析や企業戦略などビジネススクール的な分析が求められるようになってきている。例えば基本特許を持っていても、周辺特許を押さえていなかったことにより生じた経営上のトラブルや、権利化が難しいノウハウの積み重ねで成り立つ企業経営を如何に知財で守るかという知財ビジネスの研究が必要である。

また、米国では大学の経済学者が、知的財産の社会的価値や企業戦略の理論を発展させ、政策立案者や企業トップに提言している。遺伝子特許にみられるように知的財産がホワイト・ハウスの重要議題になることもしばしばある。

我が国においても今後は、知財に関する学際研究の推進が欠かせない。パテント・サイエンス、テクノロジー・ビジネス、知的財産マネジメント学会等ができるよう、研究者の裾野を拡大する。こうした学問の推進により、政府に対し実務に即した総合的な知的財産政策の提言が可能となる。

## 20. ポスドク1万人計画を知財戦略に活用する

「ポスドク1万人計画」で生まれた技術のバック・グラウンドのある者に、大学改革によって研究者としての活躍の場を与えるのと同時に、先端技術の専門家として特許庁や裁判所で、審査官・審判官・調査官として採用し、知財ビジネスを支える専門性の高い知財人材として活躍してもらおう。

## 21. 大学事務部門が知財を支援するように機能を変える

大学の事務部門は、大学の業務内容が大きく変革しているにもかかわらず、多くの業務は旧態依然のままである。特に知的財産権の活性化は、研究現場と

の連携と制度の弾力的運用が大きな比重を占めており、従来なかった業務も多数発生している。

大学の事務部門も知財の重要性を認識し、それを支援するように機能を変える。同時に知財関連業務の技術性・専門性に鑑み、外部機関に積極的にアウトソーシングする。

## 2.2. 大学間コンピュータ・ネットワークと特許電子図書館をつなぐ

大学間コンピュータ・ネットワーク（SINET）と特許庁の特許電子図書館（IPDL）をつなぐ。特許庁が保有する知財情報約4700件を大学研究者が高速で特許情報を検索することができ、研究の手助けとなる。一定規模以上の研究室には、特許検索端末を設置し、いつでも検索できる体制を整える。

## 2.3. 理工系学生全員に知財講習を行う

特許制度の意義、研究実験ノートのつけかた、特許情報の検索の仕方、特許明細書の書き方、特許出願の仕方について、できるだけ早い段階で教える。

## 2.4. 公的研究機関も知財戦略を進める

通産省の工業技術院など旧国立研究機関（国研）は、大学と並ぶ日本の二大基礎研究基盤である。研究者は旧国研だけで約1万人おり、研究・開発に果たす役割はきわめて重要である。

一人あたりの研究費は、大学研究者のほぼ2倍であり、研究施設にも恵まれている。しかし、予算の年度内消化、予算費目に縛られた硬直化した使い方などの予算主義がはびこっているために柔軟性のある運営ができず、研究競争の原理も働かない硬直化した研究所も多い。

公的研究機関は、論文発表だけでなく知的財産権の獲得も重視した産業振興の視点と競争原理を取り入れた活動をする。

## 2 教育戦略 知財を生み出す人材教育を

知的財産を生み出すのは人である。創造的で、向上心に燃える人材の育成が必要である。学生、社会人を含め、知財を支える人材を広く育てる。自らが生み出す知的財産の重要性を教育者が尊重し、創造力にあふれた個性を育み、技術移転や起業を進める教育を行う。

### [問題点]

- 1) 知的財産と教育との関係を考える時、2つの側面が存在する。一つは、知的財産を生み出す人材を育成する教育を行うという面、もう一つは、知的財産の重要性を教育するという面である。
- 2) 人材育成については、大学戦略とも密接に関係するが、これは決して大学などの高等教育に限られるものではなく、小中高という段階も含めた問題である。どうすれば、創造的で向学心にあふれる人材を育てることができるのかを考えることが、知的財産の創造を促進するためには不可欠である。
- 3) 現在、小・中・高校生の数学（算数）、理科の基礎学力が低下しており、多くの大学の理工系学部で補習授業を導入せざるを得ない状況にある。このままでは、将来、知的財産の創造を担うべき人材の輩出が先細りになることが懸念される。日本が21世紀に知財立国となるためには、初等・中等・高等教育の数学・科学教育を質・量ともに充実させ、その全体的レベルを引き上げることが、国家の緊急課題である。
- 4) 知財教育については、これまでの知的財産に関する教育がごく限られたものであったことが問題である。法学部での法律の観点からの教育、企業の法務部における出願実務、あるいは研究開発の現場での数をこなすノルマ的出願という、特定の専門家だけにターゲットを絞ったものであった。大学の学部や企業の部門を超えた、横断的な知財教育を行うことこそが、知財を最大限に活用することにつながる。

### [提 案]

#### 2.5. 他人のオリジナリティを尊重する知財教育を始める

他人が苦勞して作成した文書や音楽、工夫などのオリジナリティを、人の個性または人の創造物として尊重する教育を、小・中学生に対して行う。「生命の大切さ」、「お金の価値」、「物を盗んではいけない」などと並んで、「他人のアイデアを尊重すること」を必須のモラルとして教育する。

## 26. 自ら知的財産を生み出すことを高く評価する教育システムを作る

知的財産を生み出す創造的な人材を生み出すためには、自ら知的財産を生み出した学生を高く評価する教育システムの構築が欠かせない。例えば、高校生、大学生、大学院生が発明をした場合、特許取得に対して単位を与えるぐらいの教育現場の柔軟さが必要である。

## 27. 起業家育成プログラムを作る

学校教育の中で起業を奨励する教育が必要である。また、スイスのように、放課後、高校生や大学生がベンチャー企業の手伝いをし、発明者となるケースが日本でも多く出るように環境を整備する。定年退職した研究者がアドバイザーとなって、学生に研究開発のノウハウを指導し、一緒に発明をして、特許を取得するトレーニングを行う。

## 28. 社会人にも起業の知識を教育する

社会人の再教育、生涯教育の一環として、起業するのに必要な知識を教育する場を整備する。社会人に対し、インターネットなどを利用して、都合の良いときに教育を受ける機会を提供する。

## 29. 発明家体験プログラムを作る

小中学生に、夏休みの課題研究として、自分たちでアイデアを出し、特許電子図書館で同じものがないかを検索し、これらの情報を踏まえて発明を完成させ、明細書と図面を書くプログラムを実地体験させる。アイデアを出す楽しさを体験するとともに、現在に至るまでのアイデアの蓄積を実感する機会となる。

## 30. 教員に知財教育をする

近年、小中学校や高校でパソコンを教えられる教員が不足し、社会問題になったように、現在、知財を教えられる教員はほとんどいない。したがって、子供や学生に教える前に、教員に知財教育を行う。

その際には、外部の知的財産専門家を講師として積極的に活用する。

### 3 1 . 知財教育に必要な教材を早急にする

現在、特許庁では、「小・中学校、高校向け工業所有権教育用副読本」、「工業所有権教育用マルチメディア教材」などのテキストを作成し、希望する学校に配布している。今後は、子供、学生、研究者、企業経営者などの多種多様な対象者を想定して教材を作成し、インターネットなどを通じて個人でも入手できるようにする。

### 3 2 . 知的財産をインターネットで自習できるようにする

知的財産について自習することができる体制も整える。例えば、特許庁が小・中学生向けに「夏休み アイディア検定プログラム」をインターネットで提供する。20日前後のプログラムで毎日、自宅などのパソコンから、少しずつ特許制度などを学ぶことができれば、知的財産に対する理解も深まる。

### 3 3 . 数学・理科教育を充実する

2002年度から「総合的な学習」課目が導入されるので、この時間を、数学や理科の補習授業に優先的にあて、計算能力や基礎学力の向上に努める。

現状では、「総合的な学習」では、英会話、道徳、福祉などに時間を振り向ける学校が多いようだが、国の方針として数学・理科の重視を表明すれば、各学校としても補習授業を導入しやすくなる。多くの学校は「総合的な学習」の授業内容をどうするかで頭を悩ませているのが実状であり、しかもその運営については学校の裁量に委ねられていることから、授業時間の枠の制限や教員の確保など、これに伴う現実の問題も比較的少なく済む。

## 34. 知的財産についてマスメディアで日常的に報道・論評してもらう

国民が知的財産を一層深く理解できるように、多種多様なメディアに知財情報を定期的に提供し、知財の最新政策課題や新技術特許の紹介を行う。参考となる海外の例として、New York Times には、特許発明の定期コラムがあるばかりでなく、知的財産政策に関する社説が頻繁に掲載されている。

## 3 企業戦略 知財を企業収益の柱に

企業にとって、コスト削減が困難になる中で、知的財産が競争力の鍵となっている。外国企業に負けない強力な知的財産を持っているかどうか、企業の命運を決める。ベンチャー・ビジネスや中小企業にとっては、大企業以上に知的財産が企業戦略・市場競争力の力ギとなる。知的財産の価値を適切に評価する手法を確立し、経営戦略の柱とし知財が企業収益の大きな部分を占めるようにする。また、こうした企業経営を側面支援する知的財産関連ビジネスが、自由競争の下で、質の高い専門サービスを提供していく。

### [問題点]

- 1) この10年の間に、企業価値の多くの部分が有形資産から無形資産に移っている。その無形資産の主要なものが企業ブランドや特許といった知的財産である。企業経営において、知財戦略が経営効率を高めるコーポレート・ガバナンスの重要戦略であることへの認識が薄い。例えば法務部や知的財産部が経営と切り離されて存在し、コストセンターとしての位置付けしか与えられてこなかった。それに対し、先進的な企業は、知的財産を念頭においた企業買収、戦略的な事業提携などの経営戦略を展開、競争力強化を図っている。
- 2) 有形資産をほとんど持たないベンチャー企業の財務戦略の鍵を握るのは知的財産であり、それを適正に評価することが、日本における起業促進策となる。
- 3) 米国の企業会計では、知的財産の評価の動きが急速に進んでおり、この分野でもデファクト・スタンダード(事実上の標準)を握ろうとしている。企業が知的財産戦略を展開するためには、知的財産の評価方法の確立、評価技術の開発普及、知財流通、知財投資・或いはそれに伴う資金調達、知財コンサルティングなどの関連ビジネスが発展し、環境を整えることが必要である。

### [提 案]

#### 35. 知財を企業経営の柱に据える

今後、知財を経営の重要な武器とする。日本の経営トップは従来、知財の陣頭指揮を取ることは極めて少なかったが、21世紀の企業経営では、知財管理が戦略の要となる。今後、企業は、事業戦略をより強化しコア・コンピタンスを確立するために「知的財産ポートフォリオ」の手法などを用いて、知的財産に

より競争者に対し有利な立場を作る。また、無形資産を正当に評価し、株主への説明責任を果たすことも、企業の経営上の必須条件となるであろう。

一方、知恵の結晶の「知的財産」は、全て特許で保護することは適切とは限らない。コカコーラの成分などのように、ノウハウやトレード・シークレットを会社内できちんと管理することで、長期間の保護・活用を図る方が良い場合もある。反対に、製品を販売した瞬間に、模倣品が出る物であれば特許権などによる保護が必要である。このように、知的財産戦略を企業経営の柱に据える。

### 36. 知財担当役員を置く

研究開発重視型の企業では、知財担当責任者を役員にし、経営に参画させる。欧米の企業ではCSO(Chief Science Officer)或いはCTO(Chief Technology Officer)がサイエンスやテクノロジーに関する責任者となり、経営の柱をなしている。CIP(Chief Intellectual Property Officer)を役員として経営の柱に据えることは、日本が世界一の知財立国をめざして世界をリードすることになる。

### 37. 知財部門をコストセンターからプロフィットセンターに変える

知財経営を推進させるためには「知財報告書」や「知財会計」を導入する必要がある。こうした会計制度により株主の経営監視が可能となる。その結果、企業は外部からの技術導入(ライセンス・イン)や技術輸出(ライセンス・アウト)戦略を有効に立案し、無駄な特許出願の出費を抑えるなど効率的特許出願を行うようになる。

知財部は経営資源を使うだけのコストセンターから、収益を生むプロフィットセンターへと発展する。このため、知財部に経営企画・販売・法務・経理部門などから幅広く人材を集める。

### 38. 知的財産部門にマネジメントの教育をする

ビジネススクールの協力を得て、知財部門のスタッフにマネジメントの教育

をすることにより、企業の知財総合力を高める。知財の評価手法、英国におけるブランド資産のバランス・シートの管理方法など、従来の個別の権利の出願業務だけではなく、企業に利益をもたらす知財マネジメントの教育が必要である。また、技術導入（ライセンス・イン）と技術輸出（ライセンス・アウト）の担当者を置き、戦略的な技術移転人材を各企業において育成する。

### 39 . 知財の評価手法を開発普及する

知的財産が流通したり、それをもとにして資金調達をしたりするためには、その価値をその目的にあわせて、評価する手法が必要である。そもそも、企業の価値を示すためにも、知的資産の評価は不可欠な要素となりつつある。こうした中で、欧米では、会計事務所、事業会社、ベンチャーなどの様々な主体が、知的財産の評価手法を生み出し、それをビジネスとして展開している。

我が国においても、知的財産の価値を認識してもらうための前提として、目に見えない資産である知的財産の価値を定量的に表す手法の開発普及を進める。それによって、流通やファイナンス、コンサルティングなどの関連ビジネスも拡大するインフラが確立される。

### 40 . 知財会計を導入する

知的財産ポートフォリオの考えを導入する。損益計算書のなかに、特許や商標などの出願費用やこれらを維持するため特許庁に納める年金、企業ブランドの維持費用などの支出と、特許、ノウハウからのロイヤリティー、のれん代など企業ブランドに由来する収入を、可能な限り詳細に記載した「知財会計」を導入する。情報開示により、知財で利益を生む体質を目指す。

知財会計の導入で、専守防衛型の非効率な特許取得に企業の貴重な人材や経費を無駄遣いすることがなくなる。英国においてはブランド資産のバランス・シート計上も始まっており、世界中がこの流れに入るであろう。その前に、知財会計で世界をリードする。

## 4 1 . 知財報告書を発表する

企業の活動を正確に公表することは株主に対する企業経営者の義務である。各企業は、出願件数、公開された出願内容、審査請求件数、特許査定率、拒絶査定率、審判請求件数、保有特許件数、特許実施件数、移転特許件数などの事実を、企業経営の情報公開の一つとして株主に公開する。これは近年定着した「環境報告書」と同様、企業に投資する際の有力な評価基準として必要なものである。

## 4 2 . 企業ブランドを高める

企業は自社のブランド価値を高めることが必要である。そのために、企業もブランドマネジメント室等の設置によりブランド戦略の企画立案を行うことが求められる。

企業買収が盛んになった 90 年代の欧米では、企業の無形資産を構築することが企業戦略の要の一つとされ、製品ブランドや企業ブランドを強化する傾向が強くなった。国際企業のブランド価値比較では、残念ながら日本企業の評価は低い。

我が国でも時価会計制度の導入によってようやく企業価値が市場情報として明らかになりつつある。今後は、質の高い製品の開発・改良の努力とともに、知的財産を活用して企業ブランド、製品ブランドを高める。

## 4 3 . 特許や技術ノウハウなどの技術情報を厳格に管理する

日本企業は、技術情報の管理が十分でなく、貴重な社内情報の多くが社外に流出していると言われている。社内の管理体制を整備するとともに、研究開発部門に、研究実験ノートの記述を義務付ける。

## 4 4 . 外国出願を増やす

WIPO（世界知的所有権機関）統計によると、自国向けの方が外国向け出願よりも多い国は、日本と韓国くらいであり、他国は戦略的に外国向け出願を

行っている。米国では、90年から自国への出願の3倍を外国に出願する戦略（＝外国出願対自国出願比）をとっており、97年には、外国出願対自国出願比が13倍以上となっている。日本は、非効率な専守防衛型の特許ばかりで、資産価値の少ない知的財産権の蓄積を国内のみに蓄積している。これは、企業の人的資産、経費の無駄遣いである。

#### 45. 1社1基本特許運動をする

従来、日本企業の特許戦略は「質より量」と言われてきた。これからは基本技術の導入が以前より難しくなる。これからは、世界に通用し、外貨を稼げる基本特許を、上場企業は少なくとも1個は取得するようにする。

#### 46. ベンチャー企業の外国出願費用を援助する

外国における特許、商標の取得には多額の費用がかかるため、出願を諦めているベンチャー企業、中小企業、研究者が多い。これでは日本の財産を保護することはできない。合理的な条件を設定し、これを満たすものに対して、外国出願費用を積極的に支援する。

#### 47. データの裏付けのある特許出願をする

米国では、特許出願の明細書に一つでも虚偽があれば、訴訟の際に虚偽の記載が厳しい証拠開示手続きの中で露呈し、権利そのものが成立しなくなる。日本で、アイデアの段階で出願される場合には、推測を元にし、データの裏付けのないものも含まれているとされる。今後、海外での特許訴訟において、理論の実証ができないケースや、裏づけのないデータが原因でアイデア特許を巡り、敗訴例が続発する可能性がある。

このような特許の権利行使はもとより会社の名誉や信用を失墜させることとなる。虚偽のない特許出願を行う体制が必要である。こうした体制が整えば、特許の技術文献としての価値がさらに高まり、論文と同等かそれ以上の評価指標となる。

## 48. 知財ビジネス産業を振興する

特許は財産であるから取り引きされる。日本でも徐々に特許の流通が行われてきている。自治体や大企業がベンチャー企業から特許を買う時代になってきた。

今後さらに、知的財産が財産としての価値を高めていくためには、特許権の売買業務だけでなく、特許を預かって資金を貸し出すサービス（特許の質屋）、知的財産を持っているベンチャー企業へのリスクマネーの供給、知的財産についてのコンサルティングサービス、特許料の徴収サービスなど、多種多様なビジネスが拡大する必要がある。

もし、こうしたビジネスが自由競争のなかで拡大していくにあたり、障壁となる規制がある場合には、撤廃を進めていくべきである。

リスクマネー供給の自由化、共同開発企業の紹介、コンサルタント・共同研究の仲介など、新しいビジネスチャンスの開発も必要であろう。もし、こうしたビジネスが自由競争のなかで拡大していくにあたり、障壁となる規制がある場合には、撤廃を進めていくべきである。

## 49. 世界中の知財情報を結びつけるサービス産業をつくる

世界各国の特許情報、著作権情報、企業独自の公開技術情報、論文情報、医薬品副作用情報などの全ての知財情報がリンクされ検索可能になれば、人類の発見した叢知を世界中で利用することができる。サリドマイドの催奇形性の副作用はドイツで発見されたが有効に利用されず、日本と同様、サリドマイドの被害を食い止めることができなかった。副作用情報を発見したアメリカではサリドマイドの被害がでなかったという。

これらの情報は、直接的には、大学や研究者、製造業に役に立ち、間接的には、リスク管理にも有効である。金融、保険、司法（製造物責任など）の多くの分野においても貴重であり、こうした情報産業がビジネスとして展開することが期待される。

## 50. 知財ファンドを作る

1000兆円を超えともいわれる個人金融資産が、株式投資を通じてベンチャー企業に流れるようにしなければ経済再生は難しい。研究開発型ベンチャーに

個人金融資金が流れやすくなるよう、専門の投資ファンドの創設が必要である。

例えば、証券会社が有望と判断した研究開発型ベンチャー50社を選び、これらの企業に開発資金を投資するファンドである。個人投資家から資金を集め、ベンチャー企業に投資し、開発に成功した企業から資金を回収して、投資家に配当を出す。環境に配慮しながら経営を進める企業に投資する環境ファンドがあるように、知財ファンドはベンチャー企業を育てることを目的とした社会的責任を指向したファンドである。

## 4 行政戦略 知財を支援する行政に

知財行政は、発明や芸術の振興、経済や社会・文明の発展に貢献することが本来の目的である。ユーザーにやさしく、スピードの速い、世界各国のモデルになるような行政に向け、制度の見直しを行い、運用を改善する。

### [問題点]

- 1) 行政の手続きが遅滞した場合、我が国の経済社会に与える影響が大きいことを行政責任者は強く認識する必要がある。
- 2) 知的財産行政の重要性は、政府の権限の強化を意味するものではなく、顧客である国民の信頼を得て、満足を与えることのできるサービスを提供することである。
- 3) サービスの向上という点から考えた場合、知的財産権を扱うビジネスが拡大しつつあるなかで、そうしたビジネスが自由にできる環境を作ることも行政の重要な役割の一つである。
- 4) グローバルな経済社会において、途上国などで知的財産の啓発・保護推進を国際協力として行っていくことは重要である。また、知的財産制度の国際調和が不可欠なものになりつつある。そうしたなかで、我が国政府は、国益を守りつつ、世界のイニシアティブを取り、必要な人材を広く求めることが必要である。

### [提 案]

#### 5 1 . 特許取得を支援する審査に移行する

これまで、特許庁は特許としない理由の発見に全精力を尽くしており、この結果として、特許取得を遅く、弱く、狭くしていた。これからは、有益な発明を特許とするため、特許取得を支援する審査へと発想を転換する。

発明の内容を一番理解している発明者・出願人からの技術説明を最優先し、権利化へのアドバイスのため、補正の示唆や出願人との面接などをさらに積極的に行う。

#### 5 2 . 特許庁は個人やベンチャー企業に特許手続を親切に教える

今後、特許庁のユーザーは大企業から、個人、ベンチャー企業、大学へと徐々に

にシフトするものと予想される。例えば、特許庁に訪問してパソコン上で出願書類の閲覧している際、書類の複写を依頼すると、画面で見ている書類をコピーするだけで4日程度もかかり、しかも後日、特許庁に取りに行かなければならない(別の有料オンライン閲覧サービスは除く)。こうした個人などのユーザーに不便な運用を早急に改善する。今後の施策ではこれらの点に留意して、ユーザーの立場に立った親切な制度と運用にする。

また、特許庁HPの検索スピードなどの改良に加えて、初めて見るユーザーやさまざまな知識レベルのユーザーに対するサービスを実施する。

### 5.3 . 中小企業の特許戦略を支援する

産官学連携制度を用いて、中小企業の特許戦略をサポートする。例えば、中小企業の素晴らしい着想に基づく発明を、多くの研究者、大規模な研究施設を擁する大学で追試することで、より広い特許権を取れるようにする。そして、中小企業、大学、TLOが協力すれば、ライセンス料を大学、TLOに分配することを条件に、特許出願の手続きについてTLOのアドバイスを受けたり、特許出願費用、海外出願費用をTLOに負担させることもでき、中小企業の大幅な負担軽減ともなる。

### 5.4 . 特許庁の電子図書館のサービスを向上させる

特許を取るためには、他の特許よりも進歩していることが必要である。効率よく特許を取るには、他の特許を十分に調査することが最短距離である。そして、研究開発前に調査すれば、重複研究の防止や他の特許を基礎にしてさらに良い特許を効率よく研究することもできる。また、無駄な出願を防止することもできるし、権利侵害の判断ツールともなる。

したがって、日本全国どこでも、特許情報を安く、簡単に、便利に検索できる環境整備が必要である。現在、特許庁のホームページの特許電子図書館(IPDL)でも検索することができるようになったが、スピードが遅く、印刷などにも支障があるので、より高速・充実化が望まれる。これは費用もあまりかからず、すぐに実現可能である。

## 55. 国の研究助成制度に特許費用を含める

従来は、研究開発の成果があっても出願料や審査請求料が無かったため、特許を取ることを断念した優れた研究があった。今後は、国の研究助成制度を活用して研究開発を行い、特許を取得する時は、出願、審査請求、登録などの費用を国が全部、または一部負担し、特許取得に対する研究者のインセンティブを高める政策が必要である。

## 56. 特許は出願されたら、すぐに審査する

良い発明はすぐに特許として認められ、商品化が円滑に進むようにする。残念ながら、日本の特許審査は先進国の中では、もっとも遅く、日本企業が国際出願した場合は、アメリカ、ヨーロッパで特許を取得した後、日本で取得するというパターンが定着している。特許を出願すれば、すぐに審査され合否がわかる方が、企業の特許戦略からも好ましいし、同じ研究開発に重複投資を避けるという特許本来の趣旨にも合う。

審査のスピードを上げると特許の質が下がるという意見があるが、行政の効率化は、スピードと質を同時に上げることであり、裁判所が知的財産の裁判に関して計画審理方式を導入し、質を維持しながらスピードを上げていることは、「スピードと質」が両立することを示している。

特許庁の現在の体制ではこれ以上スピードが上がらないという意見もあるが、特許庁は、優秀な人材を多数擁しており、中央官庁で初めて電子出願手続を構築した利点をフルに生かせば、思い切った体制整備をすることにより出願即時審査も可能となる。

これからは、出願人は先行技術調査を十分に行い、自ら選別したうえで出願し、特許庁はすぐに審査をして結果を公表する。このように、いち早く審査を終え、権利化する国には先端技術情報が集まり、技術開発を刺激することになる。

そこで、

### 1) 審査請求制度を廃止する。

出願から3年以内に審査請求する制度を廃止し、出願されたものは全て審査対象とする。潜在的独占権の濫用を防止する。

### 2) F Aでの表示を廃止し審査期間で統計をとる。

現在、審査請求制度があるため、特許庁の審査のスピードをはかるモノサシとして、審査請求から審査に着手するまでの「FA」(ファースト・アクション)で表しているが、出願から査定が出るまでにかかった期間を表す「審査期間」の方が分かりやすい。

### 3) 出願公開を早期化する。

6ヶ月～1年で全ての特許出願の内容を公開する。現在は、1年6ヶ月で公開されている。研究開発のスピードが加速化されてきている現在、1年6ヶ月は長すぎる。論文や学会発表ではその場で内容がオープンになっている。その際、出願公開期間は、優先権主張期間とのバランスであるから、我が国だけでなく、国際的な場で議論するべきあり、世界共通特許のルールの一つとして検討する。

### 4) 有用技術情報の提供者に報償を出す。

審査官が探しても発見できなかった技術常識が開示されている文献、論文を公募し、拒絶理由となる文献の情報提供者に対して報償金を出す。

## 57. 審査と審判の期間を1年以内と法律で定める

審査期間を1年以内と法律で定める。これは、出願人の「明細書作成の責任」と「(クレームを確定させないことによる)権利濫用の防止」、「ロイヤリティー収入期間の増大」、利害関係者の「情報提供の推進」と「他社の競合する新規事業の立ち上げ目安の提供」、特許庁の「迅速・的確な審査の努力目標」を意図する制度である。また、拒絶査定不服審判、無効審判などの審判期間も1年以内と法律で定める。

特許審査や審判は行政手続法の例外とされているが、行政処分は3月以内が大原則である。最近、公職選挙法、建築基準法など、処理期間を法律で明示する例が増えている。

## 58. 特許庁の未処理滞貨を一掃する

20世紀の大量出願時代の滞貨の処理をいつまでも先送りして行くことは21世紀の知的財産戦略上、好ましくない。

2005年までに、特許庁は滞貨を一掃する計画を立て、集中的に実行する。これは政府全体として意志決定して、体制を強化し、出願人の協力を得れば可能であろう。

滞貨一掃の実現には、出願人、代理人、第三者、特許庁の協力関係の構築が必要不可欠である。技術分野や出願人ニーズに対応するため、自主的、機動的な組織で、迅速・的確な対応を取ることが望まれる。

緊急避難的に大量の審査業務を行うには、ポスドク、研究所の研究員、退職後の技術者等、外部の技術者に協力してもらうことが必要である。

他方、特許審査の考え方を抜本的に見直すためには、出願人と審査官の責任分配を見直す必要がある。出願人に検索ツールや検索サービス機関を与え、審査官に適切な先行技術と虚偽の無い明細書を前提とした審査が行える環境を緊急に整備する。

## 59. 審査官に数人の補助者（調査員、検索員）をつける

特許権の経済的価値がより大きくなることから、充実した審査を行うため、先行技術の十分な検索を行うための人材として審査官の補助者（調査員、検索員）を任期付きで公費採用する。

また、ポスドクや研究所の研究者を審査官などとする。研究者に知財の知識を教育する絶好の機会ともなる。

## 60. 先行技術の開示を義務づける

発明を正しく把握するには、発明の前提技術や関連技術などの「先行技術」が不可欠である。この先行技術が一番知っているのは発明者であるから、特許明細書に発明者が認識している先行技術を記載することを義務として、発明の迅速な理解と、特許の権利範囲の認定や保護範囲の測定に活用する。また、技術情報としての価値を高めることができる。特許に引用された科学論文の数を日米比較すると、日本の特許は米国の5分の1しかなく、独仏英に比べても少ない。

開示義務を怠った場合には審査にあたり何らかの制裁措置を導入する。

## 61. 特許法の手続規定を合理化する

1) IT技術を活用する。

特許権などの登録原簿をインターネットで登録・閲覧できるようにする。不

動産の登記簿などで実施されているように、全国どこからでも確認することが可能となる。また、各国特許庁で重複して作業している出願データ（出願人データ、出願日、明細書など）の電子化、審査業務、登録業務などの業務を、インターネットを使い、国際的分業を実施することにより低減する。

そして、特許庁が探している先行技術（当たり前前の技術であるが、特許庁内の資料では発見できなかった証拠：証拠が発見できないと「当たり前前の発明」が特許となる）をインターネット公募するシステムなどを導入する。

## 2) 特許異議申し立て制度と無効審判の関係を見直す。

両者共に、特許を無効とするための手続で、前者は特許後6月以内、後者は特許後いつでも（特許権が消滅しても）できる制度であり、二つの制度の必要性を検討する。

## 3) 冒認出願に関する規定を改正する。

他人に発明を盗まれて特許された場合、真の発明者に権利移転できる明文規定が無く、権利自体が無効とされる規定となっている。

## 4) 過去の行動と矛盾する主張を禁止する「禁反言」を導入する。

明細書のデータ、先行技術などの開示に米国並みに禁反言の制度を取り入れる。

## 5) 手続遅延の救済制度を設置する。

例えば、年金の支払いの遅延などにより、特許権自体に瑕疵がなくとも、権利が抹消されて、復活できない。アメリカのように罰金（年金の数倍）を払うことにより救済される制度を導入する。

## 6.2. 出願を「動かない文字と図面」から「マルチメディア併用」にする

出願明細書は発明を説明するためのツールである。したがって、紙に書かれた動かない文字と図面だけよりも、立体的に表現するプレゼンテーションツールにより、動きや音声があった方がわかりやすい。

例えば、実際稼働している装置をビデオで説明したり、明細書中の語句をクリックすると、図面が動いたり、色が変わるようにすることである。このように出願書類にマルチメディアが併用できるようにすれば、早く正確に技術を理解することができるようになる。

## 6 3 . 公開技報などの自発的な公開文献を有効活用する

特許出願をしても審査請求しない出願の多くは、他社に権利を取られることを防ぐための文献の公開手段として特許制度を利用しており、出願の増加の一因となっている。このため、特許庁は委託事業として、1976年から「公開技報（各企業が自社の技術関連雑誌で発明内容を紹介したもの）」で迅速に公開し、他者の権利化を阻み、新技術の開発促進に資することを旨とした。しかし、公開技報が特許庁の検索システムの解析対象でないこと、公開技報の入手が困難である（国会図書館などに行かなくてはならない）ことから、あまり利用されていない。特許庁は、特許電子図書館などで公開技報の検索をできるようにするなど、自発的な公開文献の活用施策を設ける。

また、同様の趣旨で、各企業で作成されている公開技報を、著作権問題を解決して有効活用することも視野に入れる。

さらに、これら日本語の公開技報を、主要言語に翻訳をし、世界中に公知文献として戦略的に情報発信するサービスが必要である。

これらのサービスが整備されれば、各国特許庁や学会などで利用されることとなり、日本の技術を守ることが容易となり、紛争の予防と紛争準備ができ、国益を守ることにもできる。検索費などの収入で、情報加工費が賄われれば理想的である。

## 6 4 . 特許庁の検索システムを向上させる

商用データベースやEPO（ヨーロッパ特許庁）の検索システムの方が、現在の日本特許庁の検索システムより優れている面がある。充実した審査には、検索システムの充実が不可欠である。論文、外国文献、公開技報や他の検索システムとのリンクなど、安定した権利の設定のため、特許庁の検索システムを向上させる。

## 6 5 . 早期審査・早期審理を改善する

現在の早期審査・早期審理制度は、創造的技術開発、研究開発成果の早期活用、グローバルな経済活動等に対する支援を目的とし、早期権利取得二ーズに

応えるための制度であるが、2000年の早期審査の申出件数は約2200件と増えたとは言え、審査請求件数全体の0.8%（2000年値）とまだまだ少なく、個人、大学、ベンチャー、中小企業などの多くのユーザーには制度が知られていない。

早期審査の手続書類の作成に、弁理士代を含めて10数万円がかかるという問題が指摘されるほど、個人などのユーザーには負担が大きい。自分で作成しようとしても、早期審査の書式は特許庁ホームページに掲載されているだけで、十分に周知されているとはいえない。また、大企業ユーザーとは着手時期の調整を無料でしており、不公平である。

## 6.6. 技術貿易の収支統計などの知的関連データを収集する

ロイヤリティーの貿易収支や研究開発費と知財の関係などの基礎データの収集と分析が、今後の産業戦略を立てる際に必要である。また、グローバル経済が加速するなかで、海外生産に伴う外国生産子会社からの特許使用料と、独立した外国企業との技術収支をそれぞれ把握することが必要である。

国際間でやり取りする知的財産権のロイヤリティー収支統計（技術貿易収支統計）は、日本の知的財産権の国際競争力を見るうえで重要な指標になっているが、日本には信頼できる技術貿易統計がない。総務省の「科学技術研究調査結果」と日銀の「国際収支統計」は、いずれも実態を反映した統計にはなっていない。総務庁統計には、コンピューター・ソフトウェアや卸・小売業の技術輸入が除外され、日銀統計にはプラント輸出のノウハウや技術指導料の対価が除外される一方で、衣服のブランドなど非技術的な商標使用料が含まれている。

日本の製造業の多くが海外移転しており、企業は技術料の名目で利益を確保することが多くなっている。技術貿易統計は大きな意味を持っており、実態を捉えた統計を整備する。

## 6.7. 「産業著作権」の知的創造サイクルを作る

技術開発、特許などの取得・商品化、新技術開発への再投資という「知的創造サイクル」を大きく回す政策（プロ・パテント政策）の必要性が我が国においてもかなり浸透してきた。今後は著作権分野にこのような考え方を広げる。

IT技術の進展に伴い、個人ホームページが普及し、映像、音楽などの作成者個人が、発信者を兼ねるケースが増えてきた。また、著作権には伝統的な「芸術著作権」だけでなく、ゲームソフトのような「産業著作権（技術著作権・情報著作権）」があり、その比重が大きくなっている。そして、音楽、小説はもとより、ゲーム、プログラムを直接インターネットで売り買いする商取引も増えてきた。

「産業著作権」時代にふさわしい知的創造サイクルの国家戦略を作る。

### 68. 知的財産を有益に使う競争政策を作る

知的財産権に対する競争政策のあり方の議論を深める。

今後、情報通信分野ではネットワーク・インフラの整備や電子商取引、環境の分野では地球温暖化防止技術や環境技術、バイオの分野では遺伝子やタンパク質に関する分野で、知的財産権と競争政策との関係の調整が必要となる可能性が高い。

競争政策当局は、技術開発者の先行利益の確保と特許権乱用による独占の弊害を、利用者の利便性向上との調整を図りながら、迅速で的確に判断することが必要になる。その際、競争政策当局は革新的な技術や事業モデルを使って新たに市場参入する事業者や事業者グループの動きを十分視野に入れ、行政判断を下すことが求められている。

## 5 外交戦略 日本の知財権益を守る

知的財産は、我が国の貴重な資源である。知的財産は模倣されやすいので、知財保護に消極的な国・地域に対しては、通商政策の手段を活用し、日本の生命線である知的財産を守る。日本の国益が反映でき、我が国の知的財産政策や知的財産を尊重する教育、社会の制度が世界のモデルとなるよう努めるとともに、そのために必要な国際協力を進める。途上国にも魅力的な世界特許制度の確立をリードすることは、その中でも優先課題である。

### [問題点]

- 1) 年間被害額10億円超の我が国企業が12社もあるようにコピー商品や特許侵害を放置し、知的財産の価値の正当な評価を阻害している状況を打破するためには、模倣品を多く製造しているアジア諸国などとの外交折衝が鍵を握る。
- 2) エイズ薬に関する特許を巡って、先進国の企業と発展途上国の中で激しい衝突があった。エイズ薬特許をTRIPS協定との例外とすべきかどうかで議論が行われ、ドーハのWTO閣僚会議でも特別声明が出された。この例からも明らかのように、知的財産という問題は、先進国間の問題ではなく、グローバルな商取引ルールとなりつつある。
- 3) 炭疽病抗生物質の独バイエルの特許薬を巡っては、カナダや米国がTRIPS協定交渉ポジションと矛盾して、強制実施権や並行輸入を議員立法で導入する動きを見せ、先進国間でも結局自国の国益や自国製薬産業保護の観点こそが知的財産戦略の重要な基軸であることを示した。このように、知的財産を巡る国際的な動きが高まるなかで、日本としては、世界特許条約に向けた議論においてイニシアティブを取り、日本の国情に十分配慮した国際的枠組みを作ることが知的財産先進国への第一歩となる。米欧の動向を見たとうえでその中間を取るという方針だけでは国益は到底、守れない。

### [提案]

#### 69. 「ニセモノ放置国家」を監視・制裁する

我が国企業の知的財産を侵害する商品の製造や輸出入が中国や東南アジアを中心に横行、オートバイ、電機、キャラクター関連会社などは悲鳴をあげている。特に中国で年間生産されるオートバイ約1100万台のうち、約70%は日本製オートバイの模倣品となっている。

政府はこうした違法行為を放置する国・地域に対して監視活動を強化、通商法を最大限活用する姿勢が必要である。特に中国に対しては同国のWTO加盟後、直ちにTRIPSに基づく、必要な措置を検討する。非加盟国に対しては、即効性を図るには二国間条約の推進が有効である。自由貿易条約で知財条項をきちんと整備する。

## 70. 発展途上国の知財制度整備を支援する

途上国でも知的財産制度が普及していくように、途上国の立場に立った知的財産制度発展政策の議論をリードしていく。途上国の知的財産制度のあり方を答申するために途上国からの委員も加えるなど、国際的議論を展開していく。

知的財産の保護に無関心であったり、知的財産に消極的であったりする国・地域に対しては、日本の知的財産を守るための方策として、知財保護非協力国の監視・制裁に加えて、ODAなどの援助の対象として知的財産制度の整備も加える。このように、監視制裁と知的財産尊重の文化を推進し、その一方で自力更生を支援する経済援助・文化振興を進める。

二国間、他国間交渉、ルールの作成、執行を通じて効果的に組み合わせることが重要である。

## 71. 二セモノの流入を防ぐ国際貿易委員会を作る

特許権等の侵害品の国内流入を防止するため、税関での水際対策を強化することが急務であり、すでにある警察関係の組織との連携を考慮しながら、具体的には2003年通常国会までに国家行政組織法、関税定率法等の改正を求める。定率法は広範な知的財産権について侵害商品の輸入禁止規定を置きながら、特許権、意匠権については手続き規定を欠く。

韓国、台湾、シンガポールに続き、中国等のアジア地域においてもハイテク製品の製造技術が高まっており、今後、我が国特許権等を侵害する模倣品の対日輸出が急増するおそれがある。こうした状況に事前に備える国家戦略が必要だ。

法改正として以下のような方向が考えられる。国家行政組織法等を見直し、模倣品の水際対策の専門組織として米ITC（国際貿易委員会）の日本版を設置する。6人の委員で構成する米ITCは1916年設立の準司法機関であり、公正貿易に関して広範な調査権限を有し、模倣品に関し迅速、強力な輸入禁止措置を発動している。

「知財国家」としては上記のような専門組織の設置が望ましいと考えるが、「小さな政府」化のなかでこれが難しい場合には少なくとも関税定率法を2002年中に見直し、特許庁の審判機能を積極的に水際対策に活用する手続法整備が必要である。具体的には模倣品の輸入差し止めを税関長に求める権利を明確化し、申し立てがあれば税関長は申し立て人の費用において特許庁に対し侵害・非侵害の判定を求め、黒判定の場合には即座に水際措置を講ずることができるようにする。特許侵害訴訟が継続していてもその結審を待たないことにする。輸入者保護のため、税関長による申し立て人に対する供託制度もあわせて設ける。

## 7 2 . 反模倣品業界団体を作る

模倣から受ける経済的被害、信用力の失墜等を排除し、知的財産の保護を図るために、模倣品の判定、調査、情報提供などの各事業を実施する。従来は不正商品対策協議会（ACA）や被害にあった業界団体がバラバラに活動しており、国全体としては十分な成果を上げていない。このため、オール日本の反模倣品業界団体を設立し、模倣品を製造・流通している国に対して、模倣品製造を止めるまで強力な圧力を加える。

## 7 3 . 日米知財協力協定を結ぶ

審査の迅速化と審査実務の国際協調、出願人の国際出願傾向、経済・貿易関係、科学技術研究レベルなどから判断すれば、米国と知的財産権で自由貿易協定のような二国間協定があることが国家戦略上有利であろう。日本は米国との行政的協力での審査迅速化が可能となるし、米国の政策との整合も容易となり、国内企業にメリットがある。世界特許への貴重な足がかりにもなるであろう。

米国との間で知的財産に関する二国間協定を早急に結ぶ。

## 74. 世界特許条約をリードする

一つの出願で、世界で権利を取れるような制度が望ましい。21世紀にふさわしい世界特許制度の早期実現を目指し、国内の制度改正を早期に実現して、WIPO（世界知的所有権機関）で行われている特許実体法調和条約（SPLT）の議論をリードしていく。

## 75. 世界知的財産憲章を制定する

WIPO（世界知的所有権機関）の第1回政策諮問委員会で、日本の提唱による「世界知的財産憲章草案」が発表された。「知的財産保護の理念を分かりやすく世界に普及させる」ことを目的としたもので、工業所有権と文学、芸術文化の権利の保護についての基本理念をまとめたものである。日本は各国の議論を促し、知恵の時代の実現に向けて早急に「世界知的財産憲章」の制定を進めていく。

## 76. ハーグ条約の見直しに日本の利益を主張する

知的財産権を巡る国際紛争が増加する中で、国際裁判管轄等の問題は重要であり、日本政府は、ハーグ条約の見直しへの検討に積極的に貢献していく。

ハーグ条約とは、国際私法を国際的に統一するため、約4年に一度、ハーグ国際私法会議で検討され、作成されているものであり、日本は「民事訴訟手続に関する条約」、「民事又は商事に関する裁判上の文書の外国における送達及び告知に関する条約」などを批准してきた。今後は、日本政府として知財紛争の準拠法に関する問題や著作権についてのルールに関しても、積極的に提案する。

## 77. 主要国知的財産閣僚会議を開催する

医薬や生命工学の特許のあり方、インターネット関連の特許・著作権のあり方など、首脳や閣僚でレベルで取り組む問題が増えている。特に、クローン関連技術や再生医療技術などは今後ますます重要になっていくが、知的財産の扱

## 知的財産国家戦略フォーラム

いに文化的・倫理的な違いが現れてくる分野でもある。このため、主要国の閣僚による知的財産会議を開催し、ボーダーレス経済にふさわしい知的財産に関する国際ルールをまとめて行く。

## 6 立法戦略 21世紀型知財法体系を作る

情報革命の進展、企業戦略の変化、国際競争の激化により、ソフトやパイオなどの保護や、ユーザーとの利害調整、企業間紛争の解決の要請が高まっているが、明治時代に基礎が作られた現在の法体系では、対応できなくなっている。国家戦略がなければ、数多くの法律は連関性なく断片的・経時的に立法・改正されることになり、効果的で整合性のとれた体系が確立され難い。21世紀の新しい時代の要請に応じた知財法体系を早急に整備する。

### [問題点]

- 1) 知的財産は、専門性が高く、国民的な関心が低く、関係者が限定されていたことから、法改正においても、一部の関係者による意見が偏重されがちであった。
- 2) また、関心の低さゆえに、議論が徹底的になされることがなく、国家としての全体戦略を考えるとなく、小手先だけの改正のつなぎあわせとなりがちであった。
- 3) 今や、情報に代表される知的財産は、有体物以上の価値を持ち始めており、その「窃盗」には有体物の窃盗以上の損害発生への恐れもあり、さらに、国からの知的財産流出は、国富を損なうことすらある。
- 4) 立法府は、「情報はタダ」「特許権や著作権は侵害してもいい」という知的財産価値軽視の社会風土そのものを変えるべき状況にあることを認識し、責任を持って対応する。特に、氷山の一角しか捕捉できない傾向の強い知的財産の侵害行為に対しては、効果的な抑止力の形成が緊急に必要である。

### [提 案]

#### 78. 知的財産国家戦略委員会を創設する

ゲーム産業は我が国が生んだ世界的なソフト産業であるが、そのプログラム、画面表示などは文化の発展を目的とする著作権法で保護され、同法は文化庁が所管している。その機能などのアイディアは特許法で保護され、同法は特許庁が所管しているが、特許庁は滞貨案件の処理の合間に法改正を担当している。また、種苗法などは他の省庁の担当であり、知的財産の総合政策を考えている役所はない。

知財国家への早期転換が実現できるかどうか、21世紀の日本経済の国際競争力を左右する。上に提言した具体的な制度改革等に限らず、「見えざる戦略」

を含め、知財国家実現に向けた国家戦略を総合的な観点から検討・実現・事後監視する機関として、政府に知的財産国家戦略会議を、また国会に知的財産国家戦略委員会を設置し、必要な関連法制の整備を急ぐ。

## 79. 医学と特許に関する委員会を設置する

2000年3月、アメリカのクリントン大統領とイギリスのブレア首相は、DNAの特許保護に関し共同声明を発表した。この議題は同年7月の九州・沖縄サミットの中でも取りあげられた。2001年のWTOドーハ閣僚会議では、エイズなどの薬の特許保護に関し、共同声明が出された。このように、医薬品、バイオ、医療技術等の特許保護問題は、各国とも、社会全体の問題として位置付け、検討が進められている。日本でも、医療や薬価と特許の関係にはいろいろ対立する意見があるので、特許関係者のみならず、広く政治家、学者、有識者などが集まって検討をするため、医学と特許に関する委員会を設置する。

## 80. インターネット時代に適応した知的財産法を作る

現在の特許法は、戦後の法整備の一環で作られた。戦後の工業社会においては、産業の中心が「モノ」であったが、20世紀の後半から産業の中心は「情報」に移行し始めた。特許では「情報」の保護が、著作権、商標ではインターネット上の保護が大きな問題となり、特許法、著作権法は毎年のように法改正を行っている。このことは現行の特許法、著作権法の基本骨格が21世紀の知識社会に合わないことを如実に表している。21世紀に相応しい知財法の制定が急務である。

- 1) 特許法、著作権法、商標法などの知財関連法を融合すると共に、インターネット時代にふさわしい知財法を作る。
- 2) 保護対象を広くする。モノから情報・サービスに広げる。権利の保護範囲が重なったグレー・ゾーンを検討する。新しい保護対象を追加する。なお、保護対象とならないものは限定列挙の規定とする。従来の保護形態の見直しをする。
- 3) 情報関連で特許が20年、著作権が50年と保護期間が異なっているが、国際的な調和を取りつつ見直す。
- 4) 著作権について、著作者、クリエイターが十分に保護されるよう検討する。

## 8 1 . 知財基本法を制定する

真の知的創造時代を作るためには、基本法を制定し、骨太な国家戦略を作り上げる工程表を、まず明確に法定化することこそが第一歩である。この基本法には、基本理念として個人の自由な発想を伸ばし、国民の創造性が十分に発揮され、社会発展につながるようにすることを掲げ、この目標に向け国は総合的施策を策定・実施する責務を有する旨を盛り込む。

## 8 2 . 憲法に知財条項を入れる

知財国家への転換の必要性を国民に広く浸透させるため、憲法を改正する場合には、知的財産創造の奨励・保護を規定する条項を追加する。

## 8 3 . 職務発明規定を廃止する

研究者にインセンティブを与え良い発明を生み出すことが重要である。特許法は従業員の発明（特許権）を、従業員の入社時の契約などで企業に独占させることを認めている。こうした画一的な職務発明規定は不要であり、研究活動の成果をどう利用するかはそれぞれの企業が雇用する研究者との個別契約のなかで決める方が良い。会社における従業員の創意工夫を伸ばすため、特許法の職務発明規定を廃止する。

現行法は企業に特許を独占させる代わりに、従業員が企業から「相当の対価」を受け取ることになっている。こうした曖昧な規定のため、近年、個人と企業との間で対価の多寡を巡る紛争も起きている。また、相当な対価を巡る紛争は、最後に対価が支払われてから5年以内に起こさなければならないという判例もあり、従業員の立場で裁判を起こすことは極めて難しい。

才能あふれた研究者を雇う際、「研究費は全額、当社が負担します。いい発明ができ、特許を取ったら、当社に売るなり、別の企業に使わせるなり自由に処分して構いません。ただし他社に使わせる場合にはライセンス収入の半分は当社がいただきます」といった契約が普及するようにならないと、優秀な人材は日本企業に集まらない。

また発明者が特許権を持つことで、発明者（研究者）が同一テーマの研究継続することを保障し、大学、企業などの垣根を越えた人材の流動化を促進するような仕組みとする。

もちろん従来通り、終身雇用・年功賃金制度の枠で研究者を遇したいと考える企業は現行特許法のような考えを採用し続けて構わないが、法律で従業員から特許権や特許使用権を、画一的にとりあげるのは「個人を尊重する社会」の観点からみても不合理である。

## 8 4 . 3倍賠償制度を導入する

知的財産を故意に侵害、不正利用した場合には、民事制裁として3倍賠償を義務づける。過失で無断使用した場合と、故意に侵害した場合の損害賠償額が同じでは、侵害の抑止効果が不十分であり、知的財産を重視する国とはいえない。知的財産の侵害の場合、損害立証は極めて難しく、実際には立証されたものの3倍程度の損害がある場合も多いであろう。

## 8 5 . 知的財産を侵害した場合の刑事罰を強化する

知的財産を「盗んだ」（侵害した）場合には、窃盗罪と同様、10年以下の懲役とする。現状では、特許権を侵害しても5年以下、著作権は3年以下の懲役であり、侵害することに対する抑止力が低すぎる。

また、知的財産を侵害した場合の両罰規定による法人の罰金刑の上限を5億円に引き上げる。現在、特許、商標は1億5千万円、著作権は1億円が上限であり、法人に対する抑止力として不十分である。

## 8 6 . 情報窃盗罪を創設する

経済価値の高い情報を盗む行為に対し、現行刑法の規定は不十分である。ある裁判例では企業から重要な営業情報を盗んだ者に対し、情報が入った磁気テープ（時価千円）を窃取したとして、有罪とした。保護すべきはテープではなく、情報そのものであるが、窮余の策だった。

民事法に加え、刑事法でも知的財産を十分に保護しなければ、先端技術や経営ノウハウの開発・蓄積に必要な投資は十分に回収できないおそれがある。先行者利益は損なわれやすく、ひいては独創的な知的財産創造への動機づけが薄れる。

また漏洩に外国政府機関が関与していた場合には厳罰規定を置く。知的財産の不正流出に対し毅然とした姿勢がなければ、世界をリードする発明は生まれにくい。国富の源泉は流出しかねない。ポーダレス経済の深化のなかで、このような法制は時代錯誤との指摘もあるが、逆である。事業活動が国際化するがゆえに、その不正流出に対する対応が必要である。既に、一部先進国においてこうした法制を整備し、これを使い、我が国の研究の意欲を萎縮させかねない事件も表面化しており、早急に立法化する。

## 87. ディスカバリー制度を創設する

ニセモノが製作され、販売されていることを証明する証拠は、通常、ニセモノ業者のみが保有しており、被害者は容易に手に入れることができない。したがって、裁判所から疑わしいニセモノ業者に対し、さらに強力な証拠の提出命令を出すことができる規定が必要である。また、特許明細書に記載されたデータに虚偽のデータがあるかどうかの立証にも、同様な制度が必要である。

## 88. 知財を育成する税制に変える

現行の租税法体系は、企業・資本を優遇するシステムになっており、従業員・給与所得者を知的財産の生産主体と法律構成していない。そこで、「企業から従業員へ」、「資本から知的創造労働へ」、「企業の資本蓄積から従業員・研究者の知財蓄積へ」と、価値転換する租税法体系を構築する。最近の欧米の傾向をみても、税金を使ったプロジェクトについては、私的財産権をより幅広く認めて知的財産の商業化に弾みをつけている。

これからは、米英の大学に習い、民間の市場ダイナミックスを利用する方針をさらに進めて、大学研究者に十分な研究環境を提供し、我が国社会に富をもたらす知的財産の創造活動を支援する。そのために、産学連携の推進、スピンオフができやすい環境整備のほか、企業(外国企業も含め)の大学研究施設への

寄付推進(法人税優遇)を含め、ベンチャー資金や企業寄付を受け入れる開かれた制度に変える。

緊急措置として以下の法改正を急ぐ。

## 1) 特定支出項目の拡大

給与所得者は個人事業主と異なり、勤務を継続し労働再生産に必要な経費は、給与所得控除として概算経費が認められるにすぎない(所得税法 28 条 3 項)。給与所得者がこの概算経費を超える必要経費を認められるためには、所得税法 57 条に定める特定支出に該当しなければならない。現行法上、特定支出は 5 つに限定列挙されている。

したがって、所得税法 57 条の 2 の「特定支出項目」に知財生産に貢献する必要経費(特許出願料、審査請求料、弁理士費用など)を付加して給与所得者の実額経費控除として認める。

## 2) 非課税所得の拡大

現行の所得税法 9 条は、非課税所得を限定列挙している。これらの項目は、個人の知的財産の創造に貢献する所得は見当たらない。わずかに 13 号に定める文化功労者やノーベル賞受賞者等々に関するものぐらいである。

したがって、この非課税所得の例の中に知的財産による所得を付加する。

## 3) 創業者利益との均衡

会社の創業者が株式公開をする際に売り出す株式については、譲渡所得の優遇処置が講じられている。これとの均衡の観点から、個人の知的財産権たる発明や著作権に対して同様の優遇措置を定める(租税特別措置法 37 条の 10 または 37 条の 13 第 10 項)。個人の知的財産権による所得は無税とする。(かつて特許等の発明は、数年間無税であった。)

## 89. 知財ライセンス契約を保護するように倒産法制を見直す

知的財産ライセンス契約の供与者が倒産した場合に、ライセンスを受けた企業の権利関係が不安定になる。倒産した企業の管財人は特許権の処分権限を有するため、ライセンス契約に関わらず、有利な条件を選んで特許権を売却できる。その結果、ライセンス契約を受けている企業は、特許権を買い取った新しい特許権者から侵害訴訟で訴えられる可能性がある。また、ライセンス契約を解除されるおそれもある。したがって、登記・登録制度をきちんと機能させる

とともに、2003年に予定されている倒産法制の見直しにおいて知的財産ライセンス契約を保護する。

## 90. 「工業国家」から「発明国家」にイメージを変える

日本は戦後、良いものを安く作る世界の工場として「メード・イン・ジャパン」は高い評価を受けてきた。しかし、近年アジア諸国の追い上げもあり、日本はすばらしい発明で世界の文化・文明に貢献すると言う「発明国家」のイメージに発展させる。紙・印刷・蒸気機関などの重要な発明をした国は、世界史上、名を残している。

## 91. 日本の国家ブランドを構築する

JAPAN という5文字で、他国の人々が思い浮かべるイメージは、国際交渉のみならず、その国の企業イメージにも影響する。イギリスのブレア政権は Cool Britannia という標語で国家ブランドを築き、付加価値を高めようとしている。フランスは「文化と外交の国」と言うブランドを持っている。我が国でも、高い日本ブランドが形成されれば、日本企業にとって大切な無形資産になる。日本ブランドを高める国家方針を策定する。

## 7 司法戦略 知財訴訟の空洞化に歯止めを

知財訴訟が空洞化している。発明者や創作者にとって使い易く、当事者から信頼される司法制度を構築する。また日本の裁判所が世界の司法判断をリードするようになることは、日本の国益にもかなう。

### [問題点]

- 1) 知的財産の侵害訴訟を早期に解決するため、日本企業が米国での訴訟を選択する「知財訴訟の空洞化」現象が見られる。
- 2) 知財を担当する米国巡回控訴裁判所（CAFC）などは迅速に各国に先駆けた判決を次々に出し、国際的論理構成を示し、結果的に自国司法制度を事実上の世界標準にしている。
- 3) 国内裁判でも、地方裁判所間での判決の差について不満が出ている。
- 4) 特許法などの法律知識に加えて、技術的知識や国際事情などの知見を有する知財専門家が少ないと指摘されている。
- 5) 国内の知的財産関連の司法マーケットが小さければ、国際知的財産紛争に手慣れた日本の知財専門家が活躍できず、育成もされないため、メガコンペティションの時代に国際紛争で著しく不利となる。

### [提案]

#### 9.2. 知財裁判所を創設する

特許訴訟など知財紛争は、解決までのスピードが命である。特に訴訟経費が経営を大きく圧迫するベンチャー企業にとっては「遅い勝訴判決」は何の意味も持たない。現行の知財訴訟は、大企業にとっても、物理や化学の基本用語から裁判官に手取り足取り教えながら遂行せざるを得ないため、信頼感に欠ける。ハイテク分野の紛争解決には、まず技術への理解が第一歩であり、法律は紛争解決のルールにすぎない。また、訴訟経済上、紛争はできる限り短期間に一つの手続きで解決するのが望ましい。

例えば、技術的素養を持つ裁判官（特許庁からの裁判所出向経験者を一定の資格試験を経て登用したり、知財専門の弁護士や弁理士を登用）を集めて、合議体として技術内容を判断できる「知的財産裁判所」を韓国に続き、アジアで2番目に設置する。知財裁判所の人的構成としては、リーガル・バックグラウンドの裁判官、テクノロジー・バックグラウンドの裁判官、双方のバック・グラウンドを併有している裁判官、各3分の1とすることを目指す。

ただし、事は急を要するのであり、これからやおら養成を始めるといった態勢では、まったく間に合わない。80 パーセントの精度でも早い司法の方が、95 パーセントの精度で遅い司法よりも、ずっと有用なのであるから（実際には、遅い司法は、精度も低いことが多いはずであるが）、現有の資源を動員することをまず考えるべきである。この場合、法律家のようないわゆる「文科系」の人間に理工系の学問を仕込むことはきわめて非効率で、理工系の人間に知財法を中心とした法律を仕込む方が、はるかに効率がよい。したがって、特許庁の審判官や「ポストク」を知財裁判官に起用することが急務である。

知財裁判制度の整備により、先端分野での紛争解決の規範を我が国の司法が諸外国に先駆けて設定できるようになれば、海外の知財関連の情報や係争が日本に集中、知財先端国（IPハブ）実現が可能となる。

### 9 3 . 知財ロースクールを早期に立ち上げる

弁護士・弁理士界、企業に限らず、知財専門家の層が我が国は極めて薄い。技術、経営などの素養のうえに、法的思考法を身につけた人材を早急に育成しなければ、我が国企業は国際的な技術契約や知財紛争で劣勢に立たされたままとなる。立法・司法・行政面でも政策や運用が後手に回るのも人材不足に負うところが大きい。

法曹の大幅増員のため政府が2004年度開講を目指し検討を進めている法科大学院（ロースクール）は幅広い分野で、知財国家を支える人材を数多く送り出す必要がある。先端技術を巡る紛争の交渉や裁判、複雑な国際ライセンス契約のとりまとめ、知的財産関連法の立法作業等、知財法律家に対する社会のニーズは年々、高まっている。にもかかわらず、技術の分かる判事、ビジネス感覚を持つ弁護士、過剰規制に悩む起業家の実情を肌身で感じる立法担当官は極めて少ないのが我が国法曹の現状である。法科大学院はこうした状況を打開するものとして期待されており、知財国家実現に寄与する制度設計が求められている。

具体的には以下のような方向で法科大学院を作る必要がある。

- 1) ロースクールの設立は原則自由とし、在来型の設置基準のような拘束は廃する。市場による選別に任せ、時代のニーズを各ロースクールが自ら探る努力を促す。

- 2) 理工系出身者を中心に入学させる。
- 3) カリキュラム等を各法科大学院に任せ、知財分野で特徴を出したいと望む法科大学院の邪魔をしない。
- 4) 知財法律家を含め、早期に大量の優秀な法曹を育成するため、法科大学院設立への寄付を所得控除する。
- 5) 現行では、司法修習は有給・強制であるが、このことが、法曹人口を増大させることができないエクスキューズとして使われてきた。したがって、現行の司法修習は、廃止する。かりに弁護士会あるいは法曹三者で、初任研修機関をつくるとすれば、有償・任意制とし、カリキュラムも飛躍的に多彩なものにする。研修生には、当然ながら、どのような科目を選択するかの自由を与える。

## <知財ロースクールのイメージ>

目 的	知的財産に強い弁護士、裁判官、知財ビジネスマンの養成
対 象	理工系出身者
入学者資格	AO入試（アドミッションオフィス方式による入学者選抜：職業経験を重視：自己推薦書や課題論文の面接などで選抜する）
カリキュラム	実務的な知財法の最先端を習得するカリキュラム（基礎的な知識は自ら習得する）
修業年限	3年を標準（優秀者は短縮修了可；4年超は放校）
教育方法	討論技術と説得力を磨くケース・スタディ重視
教員組織	実務家（知財の経験豊富な裁判官、弁護士、弁理士など）
新司法試験	レベル確認のための資格試験（選抜試験としない）

## 9 4 . 知的財産政策大学院を創設する

ドイツのマックスプランク研究所のように全世界から知的財産の専門家が集まる「知的財産研究センター」と知的財産の将来を担う人材を教育する「知財ロースクール」を傘下に抱えた「知的財産政策大学院」を創設する。いわば、知財に特化した「政策研究・提言・教育のセンター・オブ・エクセレンス」を設置する。

## 95. 知財司法関係者の国際交流を進める

知的財産分野は他の法分野と比較して国際ルールが確立し、グローバルな論理構成が通用するため、司法分野の国際化を知的財産分野から進めることができる。研究開発やビジネスが国境を越えて進められている時に、国によって知財の司法判断が異なっているのは好ましくない。裁判官や弁理士・弁護士の国際交流を進め、権利解釈・行使でも知的財産先進国を目指す。日本法曹界が、アジア・太平洋を中心とするあらゆる地域において、知的財産を尊重する文化を権利行使面から推進していく。

## 96. 弁理士の侵害訴訟における機能を抜本的に強化する

特許、商標、著作権など知的財産権の侵害訴訟はこれから益々重要になる。このため、この分野に精通した弁理士が侵害訴訟に積極的に参加することは、的確で早い判断に貢献し、当事者及び社会の信頼を高めることになる。

そもそも我が国は弁護士をつけない本人だけの訴訟遂行を認めているのであるから、訴訟代理権を広く認めても、情報開示義務を弁理士個人と日本弁理士会に課すならば大きな弊害は生じないという意見もある。

弁理士の機能を、ユーザーの便宜を高める観点から早急に強化する。

## 97. ADR機関の機能を強化する

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは、調停、仲裁、相談、あっ旋等の裁判以外の方法による紛争解決手段のことをいう。ADRを利用するメリットとしては、非公開審理であるため営業秘密等の秘密性の確保が可能であること、匿名性が確保されることから、諸外国では、アメリカ仲裁協会 (AAA : 年間約8万件 : 民間機関) など相当程度、活用されている。

日本でも、「日本知的財産仲裁センター (日本弁護士連合会と日本弁理士会の共同事業)」、「弁護士会仲裁センター」、「国際商事仲裁協会に対するライセンス等の技術取引に関する国際仲裁」などがある。今後、知的財産紛争は大幅増加が予測されることもあり、知財裁判制度の充実とあいまって、多様な紛争解決手段の一つとなるものとして執行力の付与等、効果的で使い易いADR機関とする。

## 98. 特許侵害訴訟と無効審判の重複をなくす

知財の侵害訴訟が裁判所に起こされると、被告企業は対抗策として特許無効の申し立て（審判）を特許庁に起こす。特許の無効が明らかである場合には、裁判所が無効手続きの確定を待たず、権利侵害ではないとの判断を下せるとの最高裁判決が最近、出されたものの、侵害訴訟と無効審判の関係が不明確となっている。特許庁における審判手続きを裁判所に移管することの検討を含め、ユーザーにとって使い易い制度の抜本見直しが必要である。

専門知識のない裁判官には、無効審決に相当する判断をする能力・適性がないうという意見もあるが、それならばなぜ侵害訴訟については判断できるのか説明が出来ない。どうしても特許の専門家が必要というのであれば、各地の裁判所が審判官経験者を活用すればよい。いずれにせよ、特許関連訴訟においても、ワン・ストップ・サービスが可能になるのが理想である。

政府は2003年通常国会に特許問題や医療過誤など複雑な「専門訴訟」の充実、迅速化のため、あらかじめ結審時期を定めておく計画審理導入などに向け民事訴訟法を抜本改正する方針を既に打ち出している。ただその検討項目には、特許侵害訴訟と審判手続きの調整は入っておらず、これを追加検討課題として盛り込む。

## 99. 最高裁のホームページや判決集を改善する

国民のためのサービス機関である最高裁ホームページ（HP）の検索スピード、データの網羅性に問題があるので、さらに改良する。また、最高裁HPの開設と引き替えに作成を止めた「知的財産関係裁判例集」を復活する。

## 100. 裁判期間の上限を1年とする

現在、知財訴訟の全国地裁の平均裁判期間は21.6月（2001年10月末時点）である。知財訴訟は長引けば、企業経営に大きな負担となる。判決が出る頃には技術は陳腐化、企業にとっては死活問題である。アメリカの国際貿易委員会（ITC）は通常1年以内に結論を出す。我が国でも近時早期化の流れにはあるが裁判期間の上限を最長1年とする。

# 知的財産国家戦略フォーラム

【知財国家への年度工程表】

		大学	教育	企業	行政	外交	立法	司法
第1期 着手期	2002	学生発明を特許で明記	起業家育成プログラム	知財報告書	特許電子図書館向上	反模倣品業界団体	知財国家戦略委員会	
			教員に知財教育		知財関連データ整備	主要国知財閣僚会議		
	2003	特許で教授の業績評価	発明家体験プログラム	知財部門にマネジメント教育	先行技術開示	知財保護非協力国対策	従業員発明の廃止	弁理士の機能強化
		理工系学生に知財講習		外国出願の増加	特許手続を合理化		知財基本法	審判と裁判の連携
	2004	大学内発明を研究者の所有に	特許取得が大学の単位	技術情報の厳格管理	マルチメディア出願開始	模造品の輸入防止機関	情報窃盗罪	知財ロースクール
		知財費用の予算手当て				日米知財協力協定	知財侵害の刑事罰強化	
第2期 改革期	2005	知財学会	知財教育	知財会計	滞貨一掃	世界知財憲章	3倍賠償	裁判期間1年以内
	2006			知財部がプロフィットセンター			強力な証拠開示制度	知財裁判所
	2007				審査期間1年			
	2008				即時審査	世界特許条約	憲法に知財条項	
第3期 結実期	2009	大学が知財の源流になる	知財を生み出す人材が活躍	知財が経営戦略の柱に	知財を支援する行政	日本の知財を世界で守る	21世紀型知財法体系	世界をリードする知財紛争の解決
	2010		世界一の知財立国					

## [ お問い合わせ先 ]

荒井 寿光 (arai-hisamitsu@nexi.go.jp)  
電話 03 - 3512 - 7691

馬場 錬成 (baba@netv.com)  
電話 03 - 3643 - 1011